

“日本の発想”についての一考察

大宮 錄郎

I はじめに

日米経済摩擦の問題がかしましい折から、昨年2月の文芸春秋特別号に掲載されたソニー会長盛田昭夫氏の論文『「日本型経営」が危い⁽¹⁾』は、とくに反響をよんだようである。そのなかで盛田氏は、日本の企業人は自分たちの企業理念について、ここで真剣に考え直してみる必要があるといい、その最初のステップとして、次のようなことを考えてみるべきではないかと提言している。

- (1) 生活の豊かさとゆとりが得られるように、十分な休暇をとり、労働時間を短縮できるよう配慮すべきではないか？
- (2) 現在の給与は、企業の運営を担うすべての人達が真の豊かさを実感できるレベルにあるのか、貢献している人々がその働きに応じて十分に報われるシステムになっているか？
- (3) 欧米並みの配当性向を確保するべきではないか？
- (4) 資材・部品の購入価格、納入の面に、取引先に不満をもたせているようなことはないか？
- (5) 企業および個々人が社会やコミュニティーの一員であることを認識し、積極的に社会貢献に努めるべきではないか？
- (6) 環境保護および省資源対策に十分に配慮しているか？

これらの提言のそれぞれについては、同じく文芸春秋4月号掲載の『日本型経営の行方——盛田論文をどう読むか⁽²⁾』のなかで5人の財界人が一部賛成し、また一部反論を展開している。そのうちでも、とくに元通産審議官で三菱商事常務の黒田 真氏が、“欧米から「日本のルールが違うのではないか」と指摘されたら、日本側は「いやルールは違いません」、所詮「程度の問題に過ぎない」といった姿勢で議論すべきである”といっているのが注目された。この点について石原慎太郎氏は、

“程度の差と、それをもたらしたシステムの違いであって、その根底には文化の違いがあるのです”と、それをさらに文化論にむすびつけての反論へと発展させている⁽³⁾。いま上述の6つの具体的な提言のそれぞれについて私見を述べるのは、その任ではないので差し控える。ただ気になるのは、それが貴重な提言であるとすれば、どのようにしてそれを実行に移すかである。もちろん盛田氏自身もそのむずかしさを認め、

「日本の現在の企業風土では、敢えてどこか一社が改革をやろうとすれば、その会社が結果的に経営危機に追い込まれてしまうような状況が存在しています。そのためどこも積極的に動こうとしません。こうした自己防衛優先の意識が問題なのです。誰が率先して手本を示すかという話になると、経営者としてはなかなか勇気が出でこない

のです⁽⁴⁾。」

と述べ、氏が主宰する企業のなかで現実に手がけているいくつかの事項をあげている。しかし、それぞれについて石原氏は手厳しい、

「改めてここにお尋ねしたいが、そういうわれて果たして氏の主宰するソニーは今後氏のあのような反省にのっとって世界のために企業運営のシステムを大転換するのかどうか。仄聞すると、あの論文を読んで強い印象をうけた何人かの経済人がそれを質したところ、今のソニーではとてもということだったそうだが、ただの提言とすれば人騒がせだし、発言者が発言者だけに周囲に与える影響は大で、黄色の信号をみんなで渡れば怖くないという、ただの発言なら罪つくりなものですね⁽⁵⁾。」

といっている。少し前にベスト・セラーにもなった『「No」と言える日本』の共著者であった両氏は、ここにきて袂をを分かってしまったようである。それはともかくとして、経済摩擦が生じる原因が深く文化の違いに根ざすとするならば、それへの対応策がいは易く行うは難しであるのも、文化に起因すると考えられないであろうか。

唐突のようであるが、話を冠婚葬祭の簡素化の問題に移すことにする。冠婚葬祭が年を追って派手になってきているのは、だれもが認めるところであろう。それでもひとときは多くの人びとの間にそれを簡素化しようとする意欲が多少なりとも存在し、鳩山内閣のときに発足した新生活運動のなかでも、それがメイン・テーマのひとつになっていた。それは、この前の戦争のさなかから戦争終了直後にかけての時期の極端な物不足が、いわば不本意ながらの簡素化を実現させていたのが、やがて経済状況が好転し、物が豊富になってくるにつれて、前にも増して派手になり、これも人びとがその簡素化の必要性を痛感しながら、然るべき手が打てないでいたからであ

る。

これについては、かつて学生を連れて歩いていた茨城県下の一集落(町村合併前の旧村)で、次のようなことを経験した⁽⁶⁾。そこでは、早くも昭和27年に「冠婚葬祭並祝等の改善要項」というのを定め、“講和条約の発効に因り独立に依る主権の回復、再建日本の前途に私達は厳肅な、そして明朗な希望と理想を持って出発しなければならないと思います。それには先ず私達が社会生活に於ける一員であると云う事を考え、現在の経済状態に鑑み、復興の一日も早からん事を期し、出来る限り日常生活の虚礼を廃止し、冗費をはぶき、合理的な生活様式に改善し、新日本建設に向って邁進しなければならないと思います。”(新仮名使いにし、句読点を補ったほかは原文のまま)といった趣意文を冒頭に掲げ、即刻実行に移すべき事項として、(1)冠婚の改善、(2)葬祭の改善、(3)その他諸種の祝の改善をあげ、そのそれについての詳細な規定を設けている。しかし調査の時点(昭和32年)では、それも役場の書類綴にとじ込まれている單なる印刷物にとどまり、現実には簡素化はなんら効果をあげていない。それどころかここでもまた冠婚葬祭は以前よりも派手になってきているのであった。

この集落の社会構造——人間関係を調べて行くと、縦横の両面から、そのそれぞれがうえの冠婚葬祭の簡素化を阻んでいるのがわかる。まず前者は山持ちとその下で働く人びとの間に認められる縦の人間関係である。といってもここでは際立って大きな山林所有者はいないので、はっきりとした社会階層は存在しない。つまり一軒の家に年間を通じてたえず山仕事の需要があるわけではないので、特定の人と人との間に恒久的な雇用関係、ひいては支配服従的な関係は成立していない。しかし、山持ち、とくに比較的大きな山持ちとそうでない家との間の貧富の差は大きく、これが意識的に縦の人間関係を構成し、人びとの日常行動のうえに少なからぬ影響を及ぼしている。そこで、冠婚葬祭の簡素化について

いえば、「器量に合わせてやるのが一番いいんで、それを他人の真似をして、金がないのに大きいところと同じようにするからいけないんです」といい、また「簡単にしたり、節約したりするのはよいことだが、その人の器量にかなつただけやるのをあまりとやかくいうべきではないと思う」ということになってしまふ。

人間関係のもうひとつは横のそれである。これについては後に詳述する考え方であるが、この集落ではおおむね8～9軒の家でひとつの組が作られ、結婚の披露宴には“組うちの人”がすべて招かれるのはもちろんのこと、葬式でもあれば、これらの人びとが帳場から棺担ぎ、その他一切をやってくれることになっている。相互扶助の精神によるのであるが、“うちうち意識”が強く働くため、それだけ何かにつけて干渉したり、露骨に批判したりすることも多く、また所詮他人なのであるから、嫉妬や猜疑心が働かないとはいえないくなる。そこで冠婚葬祭の簡素化についていえば、「これは簡単にしたくてもやっぱりできねえね。何しろ他からうるさくいわれるんだからね」といい、また「全面的に簡素化することは不可能だと思うな。世間というものを考えなければならないのだから」ということになってしまうのである。

たとえ以上のような事情があったにしても、心底からそれを簡素化して行こうとする気構えを一人ひとりが持ていればよいが、そうではない。「結婚式は一生の定めだから、ある程度金をかけてやったほうがよい。役場から随分声をかけてくるが、ネコ1匹で多くのネズミをとり切れるわけでもないし」といい、また「わたしは簡単にしたいですね。金もねえのにかけることねえです。だれかが先にはじめればええんだが」といい、最終的には「いくら規則できめても守んねえからだめだ。本当にそれを徹底させるには、違反者には法による罰でも与えるようにしなければしょうがねえ」といったところに落ち着いてしまうのであった。

以上に述べた経済的摩擦の解消といい、また冠婚葬祭の簡素化といい、一方が生産活動、他方が消費活動と行動の側面では異なるものの、その円滑な推進を阻むのは、ともにわれわれ日本人特有の発想にあると思う。これをあえて農民的発想ととらえ、それがよって立つ基盤を明らかにして行くのが本稿の目的である。

II 農村社会における意識調査の問題点

かなり前のことになるが、茨城県選挙管理委員会から委託され、県内の3つの農村を調査地とし、741名の有権者を無作為抽出で選び出し、個別面接による「政治意識と投票行動に関する調査⁽⁷⁾」を実施したことがある。そのなかに用意した“つぎのようなタイプの議員のうち、あなたがもっとも好ましいと思うのはどれですか”という質問に対する回答は次のとおりであった。小まめに身近な問題で世話を焼いてくれる人（世話焼き型）……16.8%、会合などのとき、すすんで金品を寄贈してくれる人と（金品寄贈型）……1.8%、地元の利益代表的な活動をする人（利益代表型）……21.8%、全体的な立場に立って政治を考える人（理想型）……51.0%、その他・わからない……8.6%。断っておくが、これは公職選挙法が改正され、寄附行為が厳しく禁じられる以前の調査であり、括弧内の名称は整理の段階で便宜的につけたものであり、被調査者には示していない。また5つの選択肢の設定は予備調査の結果によった。

いま、もしこの結果がホンネであるならば、選挙の際にいつも問題になる買収、供應などの違反行為はまず起こらないはずであり、ひいては金権政治などということばも生まれてこなかったにちがいない。要するに、この結果はタテマエなのである。そして、面識のあった県議会議員に聞くと、「図書館にでも通って勉強し、それを政治活動のうえに反映させようと思わなくはないが、そんなことをしていたなら、次の選挙では落選間違いなしだ。それよりは、たとえば選挙区内を小まめに歩

き、何かと選挙民の世話を焼いていることのほうが大切だ」とい、また「毎朝、家の雨戸を開けるごとに、寄付金やその他として馬鹿にならない金が出ていく」といっているように、それを裏づける事実は数限りなくある。

これもある農村で調査を実施しているとき、たまたま同じ地域で東京の某女子医大が調査をしているのに出会ったことがある。もっともそれは保健衛生についての実態調査であり、しかも調査員が直接各家々を訪れて聞きとり調査をするのではなく、農業協同組合の下部組織を通じて調査票を配布し、後日同じ組織を通じてそれを回収するといったかなり横着な調査であった。設問にしても、“あなたの家の井戸とあなたの家の便所とはどの位離れていますか”という質問に対しては、自分の家の井戸と隣の家の便所との距離、自分の家の便所と隣の家の井戸との距離は問題にならないのかというもっともな批判の声があったが、机上での設問で、かなり杜撰であったといえる。ここでとくにとりあげたいのは、バース・コントロール実行の有無、それにどうしたとか被調査者の小学校当時の成績をただす質問であり、これらに対しては、「こんなことにまじめに答えられますか」と悪評が高かった。まじめに答えられなければ、回答はいい加減なものとなり、こうした調査票をいくら数多く回収し、統計的に綿密に処理したにしても、実態がつかめるはずはない。

大牟羅 良氏の『ものいわぬ農民』は戦後の一時期かなり評判になった本である。氏はその“まえがき”的部分で、

「“ものいわぬ農民”と言われ、改まった集会の席上や、いわゆるおえら方、背広族などと言われる人々にはものいわぬ農民——その農民も、常にものいわぬ農民ではなく、いろいろ端では巧まず飾らずに、自分たちの言葉で自分たちの生活をいきいきと語っていました。農民のよろこびや悲しみ、なげき、それは一体何んであるのか、それがもっとも正しく素直に顔を出しているの

がいより端だと言つてよいでしょう⁽⁸⁾。」

と述べている。岩手の農村での4年間にわたる行商の体験の後、『岩手の保健』の編集者となった氏の農民の“くらしの声”“生の声”を聞き出すのがいかにむずかしいかという述懐である。そうであるとすれば、単に机上で作成した調査票を配布して回答を求めたり、一応予備調査を実施したうえで作成した質問事項によって、直接調査対象に面接して回答を求めたりしても、果たしてそれが回答者のホンネであるかどうかは、実態調査の場合はともあれ、意識調査の場合はきわめて疑わしいといわざるを得ない。

その点、現在は八王子市に合併されている旧恩方村の一集落の廃寺に住居を移し、地域の人びと対等のつき合いをしながら一連の“部落もの”を書いているきだ・みのる氏には何んといつても強味があり、その書いたものには説得力がある。もちろん氏は作家であり、著作は研究論文ではない。しかし、フランスで古代社会学を学んできた氏の鋭い觀察眼は、氏独特のひねったものいいにはときに戸惑い、抵抗感すら抱かされはするものの、農民のホンネをとらえたものとして貴重である。その一端を次に紹介してみる。

「新しい法律や思想を前にしたとき部落の文化の物差しはどうするか。前に例を示したが部落の判断の基礎は、要するにそれが部落の生活伝統に一致するかしないか、部落の得になるか損になるか、部落の生活を豊富にするか乏しくするかで決まる。規則をそのままのみにすることは部落にとってはぜい沢のように感ぜられるのだ。部落は貧乏だから。

伝統に一致し、部落の得になり、部落の生活を豊富にするものは親方の発言に依つて部落会で決められる。そうでないものに就いては部落は放任したり、守らなかったりする。

換言すると部落がいけないと云い、國も

いけないと云うものは部落でいけないものとして守られてる。國がいけないと云っても部落がいけないと云わぬものは部落では守られない。部落の者は先ず第一に部落民であり、次で日本国民である。この点、部落は都會と全く異った事情の下にある⁽⁹⁾。」

その「前に例を示したが」ということにも関連するが、こうした事情からして殺人、強盗、放火などは部落がいけないといい、國もまたいけないという部類に入るが、賭博、酒の密造、密猟などは國がいけないといつても、部落がいけないといわぬ部類に入ることになり、したがってその後者はいくら厳しく取り締まつても、守られず、いつまでも跡を断たないことになる。跡を断たないといえば、選挙違反も同じく後者の部類に入る。前にも述べたとおり、買収、供應は公職選挙法によって禁じられ、もしそれに違反すれば当然処罰される。ところがきだ氏は部落の人びとに代わって、次のようにそれに異議を唱えている。

「一度ぼくは、何時の選挙の前だったか忘れたが、自治庁の選挙局長たちとのラジオ放談をしたことがあった。

その放談の中でぼくはいった。

—選挙違反はどの候補者もやっているのであって、さる代議士は選挙に当選したこと自体が選挙違反をしたということだといっているくらいだ。部落制のあるところでは取り締まるのを止めたらどうかね。

—そうはいかん。悪質犯罪は絶対になくす。

—そうだろうなあ。

ぼくは悪質犯罪とは競争候補が絶対優勢のとき、これを殺傷して自派候補を当選させるようなやり方に違いないと思い込んでいた。なにしろ悪質というのだから。だが話の様子がおかしいので“悪質犯罪とは？”と聞くと、“買収、供應”という部落では日

常的に生活のタクトとして用いている手段なので、ぼくはあきれた。

(中略)

ぼくは局長さんにぼくの考えをいい、そしてつけ加えた。

—物を頼むのに手土産なしじゃあ行けたものじゃあねえ。物を貰つたら必ずお返しはせねばならない。それが部落の良心と良識だがなあ。それを4年に一度だけ、それはいけないといったって無理だ。庶民の生活を無視した政令は行われるわけはない⁽¹⁰⁾」

これこそまさに選挙違反に対するホンネというべきであり、それだからこそ選挙違反で摘発されれば、「運がわるかった」「気の毒なことに」と受けとられるのもわかるような気がする。また

「子供がある日熱を出し、食欲が無くなった。卵でも食わないかというと、卵でなら食うと答えた。私は里に降りてオコン姉に卵を分けてくれと申し込んだ。オコン姉は“何にするだよ”と訊ねるので、子供が熱を出して云々と有りのままを云うと、

“はあ、そうけえ。子供が熱を出したかよ。そらあ心配だんべえ。卵はいまこれつたけあらあ。持って行きなあ。検温器も無かつたら持って行きな”と卵が八つばかり入った籃と検温器を出し、“錢は要らねえや。困った時はお互いっこだよなあ”とつけ加えた。私は田舎の純朴を彼女の中に見た。

次に私は同じオコン姉に卵を頼んだ。何にするのよと聞くので俺が食うのよと答えると、此度は閾値の最高価格を支払わされた。彼女は部落の評判通りの強慾さを示したのだ。

同じ人間の何処からこの純朴さと強慾さが出て来るのか。前者は部落の相互扶助の伝統に一致する場合で、そのときオコン姉さんの個人的思惟は働く、伝統或は部落の集団表象に反射運動的に従っただけだ。

後者の場合はその逆で、伝統が働く前に個人的思惟だけが働くのである。

個人的思惟或は個人の利害に関する思惟だけが働くとき田舎の人間が強慾になるのは都会の人に対してだけではない。日常の生活で村人が儲け、搾取せねばならぬ相手は顔見知りの村人で、それを相手に嘘を云い術策を弄し、詭弁しつけているので、村人の強慾さには一種の厚顔さがある。これは互に相手を食うか食われるかしかない部落で生きて行くためには止むを得ないことなのであろう⁽¹¹⁾。」

といっているのは、“農民の狡猾さ”的巧みな分析であり、そこにフランス社会学の素養の深さがうかがわれもする。

要するに、農村社会における調査、とくに意識調査では、調査票を用いて得た結果の数字よりも、直接調査対象に面接しているなかで、“肌で感じるもの”的なほうが、科学的であるかどうかは問題があるにしても、よく真実をとらえることができると考える所以である。そこで、以下あまり数字にこだわらず、主としてこれまでに茨城県内の農村で何度か実施してきた調査の結果にもとづき、農民的発想について明らかにしてみることにする。

III 農村社会の構造

農村社会はそのなかに数多くの特有な下位集団的なものを含み、それが後に述べる人間関係を複雑にさせている。まず縦の人間関係をもたらすものからあげてみる⁽¹²⁾。

(1) 本家・分家

長男による家督相続は従来のわが国の家族制度をもっともよく特色づけていた。もちろん次三男にも家産が全く分け与えられないのではなく、彼らのなかには分家して村内にとどまるものもあった。とはいっても、徳川時代には分地制限令があったため、分家は法的に制限され、一定以上の農地がないと許されなかった。しかし、田畠が開拓されたり、潰れ百姓

が出たりするにつれ、分家が行われるようになり、本家・分家の関係はこうして作りあげられてきた。明治以降最近に至るまで、やはり分家はこのようにして行われてきたが、もともとわが国の土地が狭小であり、すでに耕地として適地などころは開墾しつくされているので、法的規制がなくなっていても、よほど特殊な事情がない限り、相変わらず分家はやさしいことではなかった。この困難な事情のもとで、家督相続という家の存続を重視した分家が行われる場合には、本家と分家とは対等にはなり得ない。一般に分家に与えられる財産は本家よりもはるかに少なくなるばかりでなく、本家中心の考えから分家はたえず本家に対して従属的な位置に立たされ、労役奉仕以外に、本家の田を小作したりして生計の補いとすることも必要とされていた。いずれにしても分家の本家に対する経済的劣位、従属関係は本家・分家それぞれの家族構成員に、いわゆる分相応の行動をとらせるうことになり、本家・分家の支配・服従関係は家同士の間のそれからその家に従属する個人間のそれにまで及んでいた。

(2) 同族

村内のマキとかイッケとか称される同族は上述の本家・分家の関係によって作りあげられる。同族とは本来系譜の本末を認めあい、祖先の祭祀をともにする集団である。しかし、うえの分家の特殊な事情を反映して対等の関係にはならず、系譜上の上下の関係が社会経済的な上下関係にもなり、相互の間に庇護と奉仕の関係が生じていることが多かった。同族間を支配する原理は本家中心主義であり、本家の伝統的な権威がその経済力を背景にして分家を統制する。典型的な場合は本家は分家にとって主君的に考えられ、分家からさらに分家が出れば、それは孫分家として総本家に対してはいわば陪臣的な立場に立つことになり、こうして同

族は系譜的な階層組織の特徴を示す集団となる。戦前と比較して戦後は農村社会の人びとの同族意識はいちじるしく弱まってきている。しかし、選挙とかなにか村内に紛争が生じたときには、この同族意識が再認識され、個人の行動を規定することが少なくない。

なお、本家の統制力が弱くなると、同族はいくつに分裂する。そうして比較的血縁関係の強い最近の本家・分家の関係にあるものや、村内で婚姻が結ばれている場合、その姻戚関係が表面に強く出てきて、それが旧来の同族意識に代わる新しい一体感を抱かせるものとなってくる。

(3) 親分・子分

家と家との間の上下の結びつきは同族の内部だけにとどまらない。農村社会には名付け親、鳥帽子親、鉄漿（かね）親などの擬制的な親子関係を見いだすことがある。それははじめは経営規模の小さな農家の不安定な生活を擁護する必要上から、血縁関係がないのに、あるいはあってもさらにそれを強化する意図のもとに結ばれたものであり、地主・小作の関係と一致することが多かった。したがって戦後の農地改革を契機としてその風習はごくまれにしか見られなくなり、たまたま認められたとしても、単に名目的、形式的なものとなっている。しかし、中年以上の人で、かつて特定の人との間にこの親子関係を結んだ人には、そこに上下の関係が依然として存続していることがある。

(4) 地主・小作

徳川時代に農民の主体をなしていたのは領主に年貢を納める本百姓であった。これは徳川封建制の移行過程において、旧名主が兵農分離によって武士となつたことから、その下で賦役活動に従事していた直接農耕者としての作人が新たに得た地位であった。しかし、辺境の地や山

間の僻地では旧名主層が武士化しないままに本百姓となり、作人はその隸農となつたが、これら隸農はやがて賦役から解放され、いわゆる小作へと転化して行ったのである。これとならんで徳川中期以降商品経済が次第に農村にも浸透していくと、商人や高利貸としてかなり広い土地を集積し所有するものも現れるようになつたり、また地方によってはこれらの商人たちが新田開発に関与して大地主になる例も生じることになり、そうした人びとのもとで直接耕作に従事する小作人が登場してきた。前者の地主を豪族型の地主と呼ぶのに対して、後者のそれを商人・高利貸型の地主ということができよう。さらにまた、前二者と比較してはるかに少数であるが、自作農のなかで努力して耕地を拡張し、小作人をおくようになる場合もあり、これを一応農民型の地主とよんでおく。これらの地主のうち、商人・高利貸型の地主のなかには大地主もあったが、わが国の地主の所有耕地面積は地主としては概して狭小なほうであり、農地改革前に50町歩（約50ヘクタール）以上の地主は全国で3,000余りにすぎなかつた。しかし、10～15町歩までの貸付地をもつ小地主の数は38万にも達し、小作地の比率が最高であった1930年（昭和5年）には46.7%にも及んでいた。なお、農地改革直前の1946年（昭和21年）の統計によれば、自小作別の農家構成は自作が32.8%、自小作が19.8%であるのに対して、小作は28.7%、小自作は18.6%となっている（土地を耕作していない農家があるので、合計が100%にはならない）。以上の数字はわが国の全集落で地主・小作的な関係がいかに普遍的なものとなっていたかを教えているが、地主・小作の支配・服従関係をさらに明らかにしてくれるのは、その両者の間に結ばれる小作契約の内容であった。

詳しくいえば、まず小作料の額は物納

の定額小作料が原則であった。しかしそれは封建時代の年貢と変わらないほどの高額であり、畠の場合はまだ収穫の20~30%にとどまっていたが、水田の場合は50%にも及ぶのが通例であった。また、契約の多くは口約束の形式で行われ、例外的な永代小作は別として、期間を決めてないのが普通であった。もちろんこれは長期にわたって、あるいは無期限に小作できるというのではない。地主の都合によって耕地はいつでも取りあげられるという耕地権の不安定さを示すものであり、ここにうえの高額な小作料に対して抗議できない小作人の立場の弱さを決定的なものとする理由があった。さらに契約された小作料は一定の額に決まっていても、不作のときは減免されるという一般的な慣行があったが、それには小作人のほうから頼んで検見を受けなければならず、そのうえ減免に応じるか否かは、またどの程度まで減免するかは、専ら地主の温情によるのであった。ここにも小作人の地主に対する隸属を一層確固たるものとする理由があった。

いうまでもなく農村社会における地主の支配は時代の推移とともに変化している。とくにその支配力をほしいままにしていた在村地主のなかには教育を受けて学校の教師や役場の吏員などになり、不耕作地主化するものも少なくなく、そのような寄生化傾向の進展はおのずから地主の支配力を弱めて行った。それとともに、大正年間の後半から目立って多くなった小作争議の発生や農民運動の展開はさらにそれに拍車をかけることになった。しかし、この地主・小作の支配・服従関係に画期的な変革をもたらしたのは、1946年から2年間にわたって行われた農地改革であった。そこでは不在地主の全小作地と在村地主の1町歩（北海道は4町歩）を超える小作地を政府で買いあげ、小作人に売り渡すという措置がとられた。

その結果、水田の53%、畠の40%を占めていた小作地は10%以下になり、1950年（昭和25年）の統計によれば、自小作別の農家構成は自作が61.9%、自小作が25.8%、小自作が6.6%と、1946年のそれと比較して大きな変化をみせている。

以上が縦の人間関係をもたらす下位集団的なものであるとすれば、横の人間関係をもたらすそれとしては、次のようなものがある。

(5) 組

「遠い親戚より近くの他人」ということばがあるが、農村社会における近隣関係は都市のそれとは比較にならぬほど緊密であり、この近隣関係は組を基礎にして考えられる。組は徳川時代の5人組の伝統をひくものであり、10戸内外の家が地域的に近い場所で生活しているという条件のもとに成立している。部落によつては近隣の家々によって構成されているこのひとつの単位は単なる伝達機構にすぎず、いわゆる組の機能はさらにそのうえに位置する大組ともよぶべき単位が果たしていることがあるが、これは特殊な場合である。

5人組の制度は明治政府によって制度化されなかった。したがって市町村制のなかでも組制度はとり入れられなかつたため、それは任意の制度として各部落に残っていたわけである。ところが昭和の初頭に訪れた恐慌以後、農村の経済更生運動が唱えられるに及んで、この隣保制度が再度注目され、組の組織を通じての部落の協力体制が強調されるようになった。その後さらに第二次大戦中には上意下達の機関として隣組制度が全国的に作られるようになり、組はすべての農村で完全に復活するに至った。戦後、隣組制度は戦争遂行に加担した機関と見なされ、廃止を命じられたが、明治政府によって制度化されなくても、なお村落生活の必要上多くの村にそれが残されていたように、今日でも相変わらず存続し、人びと

の日常生活を、上下の関係からではなく、横の関係から規定している。

(6) 部落

わが国の農村社会は以上のような数々の下位集団的なものを含み、そこに複雑な人間関係を展開させているが、それていながら全体としてひとつにまとめられている。その全体を取りまとめているのが、ほかならぬ部落である。部落は徳川時代にはひとつの村として存在した独立の共同体であった。しかし、1889年（明治22年）の町村制の施行により、その部落がいくつか統合されて行政村が作られ、また1953年（昭和28年）の町村合併促進法により、従来の行政村がさらにいくつか統合されて新しく市町村が作られたことから、今日のそれは形式的にはますます農村社会の下位集団化しいるといってよい。しかし、現実的には農村社会の人びとにとってはムラとは通常部落のことであり、部落はわが国の農村の社会的統一体としてもっとも重要な単位となっている。

それならばなぜ部落がこのように共同体的統一を保ち、またよくいわれる部落意識がそこに生まれてくるのであろうか。この問題について考えるとき、まず注目しなければならないのは、今日農村社会が貨幣経済の波に巻き込まれながらも、なおかなりの自給制を残し、人びとの社会生活の相当な部分が部落内で行われているという事実である。しかし、これは農村社会そのものの特質であり、殊更に部落や部落意識を支える直接の理由にはならないとすれば、さらに以下のような諸条件をあげることができる。

- (a) 自然的条件……部落は他の部落と多かれ少なかれ距離をおいて存在したり、地形的に隔離されて存在したりする。
- (b) 歴史的条件……部落は昔から村として存在していたという伝統をもつ

ている。

- (c) 精神的条件……部落は精神的象徴ともいすべき氏神をひとつにしている。
- (d) 経済的条件……部落は多くの場合共有財産をもち、水利を共にしている。

部落の閉鎖性は町村制の施行により大きく改められ是したが、昭和初期の経済的不況を経て戦時態勢に入ってから逆に行政的にその団結が利用されたことも手伝って、それが強められた感がある。例外的な場合もあるが、通常部落は行政の一単位として区とよばれ、区長や評議員がそこにおかれていることが多く、村議会議員や町議会議員に選ばれるには、まずそれらの人たちの推せんがなければならない。また、最近はごくまれにしか耳にすることがなくなった村八分とは、決して行政村単位での社会的制裁ではなく、部落内で決められた特定の規約や申し合わせ事項に対する違背、ときにはただ部落内での社会生活の融和を欠いたということだけによる、その部落内での社会的制裁である。いずれにしても、われわれは部落に生活する場合には、都市の町なかや極端な場合には団地に生活する際に享受できる自由は到底求めることができないといわなければならない。

このほか、横の人間関係にかかる下位集団的なものとして講仲間や農事研究会といったものもあるが、それらは省略する。

IV 農村社会における家

これまで農村社会の構造を、そのなかに含まれる各種の下位集団的なものを取りあげることによって明らかにしてきた。しかし、そこではそれらのうちでももっとも重要と見なされる家族については全く触れなかった。というのは、それらがとりわけ大きな意義をもっているので、章を改めて扱いたいと考えたからである。

一般に家族的な小さな規模で農業を営んでいるわが国の農村社会の構成単位は個人ではなく、家族であり、しかもその家族は単なる家族としてではなく、「家」として観念的にとらえられている。家は祖先から子孫へとうけ継がれて行き、個人を超えて存続するものと考えられている。したがって現在それを構成している家族員ばかりでなく、住居、家財、祖先が埋葬されている墓地、耕地や山林、役畜や農器具の類までもが家としてとらえられ、家族はその家のひとつの現象形態にすぎない。なお、このように「家」の観念が重視されるのは、農村社会のみに限られたことではなく、戦前のわが国の社会にはそれに類したもののが至るところに見いだされた。しかし、とくに農村社会においてそれが顕著であったのは、

(a) 農村社会では限られた地域に、限られた人びとが、しかも先祖代々定住している

(b) ごく最近までほとんどすべての人がその土地に結びついた農業という職業に従事し、そのうえ消費面ばかりでなく、生産面でも緊密な共同生活を営んでいた

という農村社会一般の特性によると考えられる。いいかえれば、比較的閉ざされた社会の内部において、それをただ前の世代から継承し後の世代に伝達していくにすぎない個々の人びとに対して、財産としての家や家財、耕地や山林などははるかに恒久的な存在であった。そしてそれらのなかでも、とくに生産手段としての耕地は祖先から伝わる重要な財産と見なされ、そのうえで繰り広げられる家族の緊密な共同生活は、家族主義的な結合をいやがうえでも高めたと考えられる。ともあれ、家はそれを構成する家族員個々人よりも優先し、家のためとあれば個々人の人格は無視され、犠牲にされるのも当然なこととされていた。家名を傷つけるのをおそれ、家格を重んじ、家風に従うことが要請されるが、その家のなかではそれを継承する家長の地位がおのずから権威あるものとなってくる。つまり、家長は家の財産を管理し、祖先の祭祀を

司り、家族の構成員を指導、監督して家業である農業を営むうえで、絶対の権限をもっていた。そしてこの家長と他の家族員との関係は、封建的な主従の間のそれに近かったといえる⁽¹⁸⁾。

家長権の尊重に付随して農村社会の家を特徴づけるのは、長男による家督相続であった。農村社会には“売り物、跡とり、用心棒”ということばがある。最初に女子の出生をみると、将来家事の手助けをするのに役立つところから歓迎されるが、それは所詮嫁に出す売り物である。次に出生を期待される男子は、家の跡とりとして出生時から別格の扱いをうける。さらにその次に出生が望まれる男子は、男一人では何かの事情でそれが欠けたりする不安があるため、跡とりの補欠要員、用心棒としての役割を担っているのである。したがって長男が健全でいる限り、次男あるいはそれ以下の男子と長男との間にははっきりした差別扱いが認められた。

相続は、姉家督相続という特例や男子がない場合に婿養子が跡をとることを除いて、長男が相続する。それは家の継承と考えられ、この家督相続によって家の財産のほとんどが優先的に長男によって相続される。この際、前に本家・分家のところで述べたように、次三男を分家させ、また女子を嫁に出すのに家産の一部を分与したり、嫁入り支度に財産の一部を当てたりすることがあっても、家の維持、存続が第一であるから、それらは当然その限度内のことである。時としてこれらの分与が不可能なほど家が困窮している場合は、逆に次三男などが外に働きに出て家に送金し、その家計を支えることも格別不可解とはされていなかった。

婚姻についてみても、家制度のもとでそれは当事者同士の問題であるよりも家相互の間の問題とされ、家と家との縁組として相互の家の家格の釣り合いが重視され、家長間の合意が不可欠とされていた。嫁は文字通り家の女であり、家の存続を可能にするための子を生む道具であると同時に、重要な働き手であ

り、そこに“乳役兼用無角牛”などということばも使われていた。また、“親はかけがえがないが、嫁はいくらでもかえられる”とか、“兄弟姉妹は手足のようなものだが、妻は衣裳のようなもので、着がえることができる”ともいわれるよう、舅や姑、場合によっては小姑の意に添わなければ、簡単に婚姻は解消された。また入籍にしても、子どもが生まれそうになってからようやくその手続きがとられるのが普通であり、子どもができることは、嫁が婚家で安定した地位を手にする第一歩でもあった。

忍従のうちに明け暮れした嫁は、やがて舅、姑の隠居や死亡によって夫が家長となると、自らも主婦の座を確保し、その地位はさらに安定する。彼女たちは家長権に対応する主婦権ともよぶべき権限を与えられ、家事一切を取り仕切る立場に立つわけである。この場合も主婦権はあくまで家長権に従属して考えられるべきで、その権限は家長権のそれと比べてはるかに小さい。そればかりではなく、家長である夫が隠居したり死亡したりして、家長権が新たに子どもの手に移れば、主婦権を失うのが通例であり、家族内の地位は再び低下し、子である家長や、その嫁であった子の妻に従わなければならなくなる。

さて、戦後のわが国の社会は、それまでの封建社会から民主社会へと変わった。いや、正しくいうならば、変わるように方向づけられたと言うべきかも知れない。そうしてその変革を方向づけたのが1946年（昭和21年）11月3日に公布された日本国憲法であり、また1948年（昭和23年）1月1日から施行された新しい民法である。それによってすべての国民は個人として尊重され、法の下には全く平等であり、だれもが公共の福祉に反しない限り居住や職業選択の自由が保証されることになった。とくに家族の問題についていえば、婚姻は男女両性の合意にのみもとづいて成立すると規定され、家督相続は廃止され、すべての子がひとしく遺産を相続するという均分相続の制度が思い切ってとり入れられること

になった。この均分相続については、それでも狭小な農地が細分化されることが憂慮され、農業資産の相続に限って特例法を設けるような動きもあったが、遂にそれは成立を見なかった。

農村社会の家が生産手段である耕地を継承することを中心にして存続していただけに、この新しい相続方法の規定は農村社会の家の解体に大きな影響を与えるものであった。といっても、現実に相続によって農地を細分化し、農業経営を成り立たせなくするような愚行を犯すものはほとんどいない。ただ家のために奉仕し、それらを維持するためにかなり一方的に義務づけられていた次三男たちは、新しく権利を手にしたことにより、相続権は放棄する代わりに、高校や大学に進学して自立の途を確保したり、そのような経済的余力がない場合には、いたずらに家の犠牲になるのではなく、中学卒業後直ちに都市に就職に出て、独立への途を早くから踏み出せるようになった。また、前にも述べたように、戦前にも家長が生前に農地を分割して次三男を分家させることが行われていたが、それはあくまでも家本位の分家であって、本家の経営状態を歪めるような形では行われなかつた。これに対して、戦後は農業の兼業化が進み、労働力が不足して農地の縮小を余儀なくされる傾向も手伝って、他産業に就業した次三男に飯米自給のために耕地を分与するといったことも見られるようになった。これは結局分家の低所得を補うための財産の分与であり、戦前のそれとはちがつた個人本位の分家であるといえるが、そこにも農村社会における家意識の解体がうかがわれる。

戦後の農村社会における家の解体を招来させたのは、上述のような法律の改正にもとづく権利意識の台頭だけではない。急速に進展した新しい技術の導入や機械の使用は、慣行農業に依存していた老年の家長の手にはあまることがあり、そこから農業経営に関しては指揮権を青壯年の後継者に移譲せざるを得ない状況が生まれ、家長権は必然的に弱まらざ

るを得なくもなった。またこれとならんで、兼業農家における農外収入の増大と主婦農業化の傾向は、同様に家の解体や家長権の弱体化に与って力があった。つまり、前者にあっては若い人びとの他産業への就労によって、家長が生産面から家族の構成員すべてを自己の統制下におくことを不可能にしたほか、その所得のことごとくを家産管理者である自分の財布に投入させるわけにも行かなくなり、消費面からの統制も同様に不可能になるに至った。また後者にあっては、男の働き手を外に出してしまう農業において、嫁が主要な農業の担い手となるところからおのずからその地位が向上する一方、働き手としての嫁を迎えるためには、少なくともこれまでのような身分的にしいたげられた家のなかでの嫁の扱いは改めざるを得なくなつたのである。

V 農村社会の人間関係と農民的発想

これまで前々章、前章と2章にわたり農村社会の下位集団的なものに焦点を合わせ、その社会構造を明らかにしてきた。すでにその間にそれによって規定される人間関係について多少触れてきたが、ここでは、まずもう一度それを総括する意味で、農村社会の人間関係の特性について述べ、次いで本稿の主題である日本の発想＝農民的発想へと論述を進めることにする。

農村社会における人間関係の一般的特性の第一にあげなくてはならないのは、

「極言すれば、個人間の人間関係は、家族間のそれをやや例外として、ほとんど存在せず、家と家との間に存在しているといつてよいほど、個人間の相互交渉はその背後にある家、あるいは家族によって制約されている。」

ということである。

既述のとおり、農村社会における家族は消費単位であると同時に生産単位でもあり、人びとはその家族と共に過ごす生活時間が長く、

それだけ家族のもつ意義が大きくなる。(家族主義的結合性) また、お互いに同一の場所に世代を重ねて定住し、家、屋敷、田畠等は祖先から子孫へとうけ継がれて行くが、そうした永遠なもの前に個人の存在はおよそ微々たるものでしかない。(伝統性)

このような状況のもとで、農村社会における人間関係は常に○○さんではなく、○○家の人の人という認知にもとづいて展開され、また行動にたいする評価は、たとえば○○ともあろうものがではなく、○○家の者ともあろうものがという形で行われるので、おのずから○○家の一員としての役割行動が要求されてくる。もちろん戦後の日本の社会にもたらされた大きな変革は、農村社会とても変わりがない。農村社会の人びと、とくに比較的若い世代の人びとが過去の家とか家柄などのしがらみから解放され、自我の確立を図りつつあることは認めなければならない。しかし意識面では個人の独自性、主体性は考えられても、具体的な日常の行動面では個人に対する家の制約は相変わらず強く、その典型的な例は迷信・因習の実態調査における意識面での否定と行動面での肯定の矛盾した結果をあげることができる。

農村社会における人間関係の第二の特性は、

「近隣の家々との間に多面的、継続的、かつ全人格的な人間関係が展開され、個人、あるいは家族の日常生活は近隣の人びと、近隣の家々によって制約される。」

ということである。

農村社会における生産の場所は集落の周辺の耕地であり、その大部分の生活が部落内で営まれているため、人びとの間の接触の範囲は限られてくる。そればかりでなく、人びとは近隣関係(親戚、姻戚関係を含むことが多い)、農業という同一の職業に従事していることから生じる作業の協同や農機具の貸借関係、多分にレクリエーションの役割を果たしている講仲間の関係や本家・分家の関係など、多

面的な交渉をもつが、それが久しい以前から繰り返されていることによって、それぞれの関係はさらに深められる。したがってそこでは人びとは“近所のおつき合い程度”といった簡単な近隣関係のうちに日々を過ごすわけには行かない。たえず近隣の人びとの眼をおそれ、自らもまた他人の行動に詮索の眼をそぐ。そうしてこれが前に述べた“困ったときはお互い様”的相互扶助とならんだ“いらざる口出し”的相互干渉となって人びとの行動を制約する。

なお、この近隣関係をとくに重視し、独特的の部落論を繰り広げているのがきだ・みのる氏であり、氏は、

「親方たちと平民たちでできた部落という地域団体は、日本社会の根元的（プリモージャル）な最初の可及的に自律的であろうとする社会集団だ⁽¹⁴⁾。」

といっている。なおその詳細は「農村における意識調査の問題点」のなかで紹介したところである。

農村社会における人間関係の第三の特性は、以上の第二の特性と密接に関連している、

「近隣との間が緊密な、多面的な協力関係にあることは、一度そこに対立・抗争的な関係が生じた場合には、ある一面でのそれが直ちに他の面に及び、また一人の隣人との間のそれは容易に他の隣人、ひいては家の間の対立・抗争に発展する。」

ということである。

多面的な人間関係は、これはこれ、あれはあれといったような人間関係のうえでの分化を困難にさせるため、ある生活面での対立・抗争はすぐさま他の面でのそれに波及する。また、アメリカのジャーナリスト フランク・ギブニー (Frank Gibney) によってweb society (クモの巣のような社会) といわれているように⁽¹⁵⁾、ごく狭い範囲の家同士が緊密

な、錯綜した関係にあることは、そこにわずかな力の差が介在する場合は、特定の隣人間に些細なことから生じた対立・抗争がやがてその特定の人、あるいは家と近隣全体との間のいわゆる村八分的なものへと発展することになる。したがってこのような事態になることを懸念するあまりに、人びとは自由に発言したり、行動したりするのを慎しむようになり、すべては部落のしきたりに従って行動し、なるべく穩便に事を運ぼうと心掛けする保守的な生活態度をいつとはなしに身につけるようになる。とくに力をもった人間の理不尽な行動に対して、内心は批判的であっても、あえて異議を唱えることをせず、農村社会の改革、発展を阻害させるようなことが、半ばあきらめのうちに通用しているのは、その背後にこの保守的な生活態度が横たわっているからである。

農村社会における人間関係の第四の特性としてあげられるのは

「社会集団の重層性が社会の拘束を強めさせるとともに、農村社会の権威主義的な傾向をとどめさせる。」

ということである。

個人、正しくいうならばその個人が属している家は同時にいくつかの集団の構成単位であるが、都市とはちがい農村社会では、たとえば農業協同組合、水利組合、氏子、檀家といった多くの集団が一定の地域に重なって作られている。部落意識や村意識のような集団意識が強められるのは、ひとつにはこの社会集団の重層性によるが、その一方そこでは社会的拘束はそれだけ強められる。また重層性は集団の指導者が限られた少数の人びとによって重複して占められるのを容易にし、その統制は機能主義的ではなく、権威主義的になされるのも、農村社会を前近代的と特徴づけさせることにもなっている。

このほか、農村社会にひところ前までは顕著な形で存在した地主・小作の関係、特殊な

雇用関係などが、とくに下層の小作貧農に社会関係の重圧を強く及ぼしていたのも、農村社会における人間関係の一特性であったことは、すでに詳述したところである。

ここで、これらの農村社会における人間関係の一般的特性を頭におきながら、もう一度もとに戻って前の縦・横の人間関係が人びとにどういう発想を生み出させるかを考えてみたい。

まず縦の人間関係、むずかしくいえば身分階層的な序列がある社会、集団にあっては、人はそれぞれ縦の系列のどこかに位置づけられ、その位置に付随した行動の仕方、生活の仕方を強いられる。この位置に付随した行動の仕方、生活の仕方を分（ぶん）といい、分相応に振る舞うことによって好ましい人間関係は維持され、社会的にも高く評価された。別のことばでいえば、目上の人いうおりにする、決められたおりにすることであるが、農村社会学者の福武直氏はそれを権威への服従、慣習の優位とよび、さらに“長いものには巻かれろ”“人がするなら、人がするから”といったように巧みに表現している⁽¹⁶⁾。しかし、それでは自主性、主体性は育たない。いや、自主性、主体性を身につけることは、人を不幸にすることはあっても、幸福にはすることはなかった。そうしてその結果は、これも福武氏のいう“世の中は左様しからばごもっとも、そうでござるか、しかと存ぜぬ”が処世訓ともなるのである。

農村社会の場合、前に述べたとおり本家・分家の関係はそのもとにある家の家督相続が遺産相続に変わり、しかも現実には必ずしもそのとおりに行われていないかもしれないが、法律上はきょうだい間の遺産の配分は均分であることから、そこでの縦の人間関係は弱められているとみて間違いない。また、それをもとにした同族関係にしても、それは同様である。親分・子分の関係についていえば、すでにそうした関係を結ぶ風習そのものが廃れてしまっている。しかし、何といっても農地改革による地主・小作の関係の変化ほど縦の

人間関係に大きな影響を及ぼしたものはない。農村調査に歩いていて、かつて地主であった老人の口から前に小作人であった人が「道で出会っても、挨拶すらしない」と、紙のごとく薄くなつた人情を嘆くのを聞いたことがあったが、結局それも“古いの繰り言”なのである。それに以上のような縦の人間関係は法律や制度、風習等の変化ばかりでなく、戦後の民主化教育がそれを大きく崩壊させてしまつているのを忘れてはならない。それにしても、自主性・主体性の欠如、ときによつてはその反動としての取りちがいが、社会の変革やそれがもたらす人びとの発想の変化にひとつつの障害になっていることは否定し得ない事実であり、前にこれを日本人のパーソナリティにおける他律主義と特徴づけたことがある⁽¹⁷⁾。

しかし、日本の発想＝農民的発想に強い影響を及ぼしているのは、縦の人間関係よりもむしろ横の人間関係である。いま組であれ部落であれ、そこでの人間関係が全く変化していないというつもりはない。都市の団地並ではないにしても、農村社会にも“隣は何をする人とぞ”的な風潮が多少は浸透しつつある。農業後継者の教育機関（農業大学校）で農村における協同作業である結いについてたずねたところ、20数名の学生全員が「知らない」と答えたのは、農村社会における横の人間関係の変化を教えるものかもしれない。しかもそれは相当以前に経験したことである。

しかし、結いの習慣の消滅は一部農作業の機械化の進展も影響してのことであろう。それに縦の人間関係と異なり、横の人間関係の場合は積極的にそれを変化させようとする社会的な動き、はたらきかけがほとんどないのも注目に値する。

前にも述べたが、農村社会では家族は消費単位であるとともに生産単位でもあり、家族が一体になって過ごす時間が長かったため、家族の一人ひとりは個人としてではなく、○○家の一員、より具体的には○○家の当主、○○家の跡とりの嫁として認知されていた。

そのうえ、それぞれの家は代々その地に定住し、土地を生産手段として生活を営んできたため、農作業の協同、農機具の貸し借りにはじまり、冠婚葬祭の際の手助け、講で飲食を共にするつき合いなどに至るまで、そこに多面的、全人格的な人間関係が展開されていた。そうしてその間にお互いの間に自然発的に生まれる一体感——うちうち意識は“困ったときはお互い様”的な相互扶助的な態度、行動をとらせることになる。しかし、同じうちうち意識は、ときに“いらざる口出し”的な相互干渉的な態度、行動に入びとを走らせることにもなり、“世間の口のうるさき”はこうして生まれてくる。その極端な場合が村八分である。なお、相互扶助、隣保共助といいながらも、共に農業という同じ職業に従事しているため、他の家より優位に立ちたいと思う競争心が屈折して現れ、“隣が困れば鴨の味”的な家の不幸を表向きは同情するものの、内心は喜ぶといったことも認められる。一見牧歌的で、人情に厚いようであっても、お互いが猜疑心や羨望感を強く抱くのも、閉鎖的な農村社会の一特徴である。そうしてそうであるとすれば、入びとがたえず他人を意識し、他人の抜けかけ的な行動に異常なほどまでの警戒心を示すのも、理解できなくはない。

盛田氏が日米の経済摩擦の解消について大胆な、しかも内容的にはある程度納得の行く提言をする。しかし、その実行になると氏自身も多分に危惧の念を表明し、「ただの提言とすれば人騒がせなこと」と批判されることになる。また、冠婚葬祭の簡素化を必要としながら、多くの入びとがまずだれが率先してそれに当たるか、だれがネコの首に鈴をつけるかになると、お互いに尻込みして、結局、法的に規制して、違反者には罰則の適用でもしなければといった発言に終わることになる。こうした発想の根底には、うえにあげた縦の人間関係のなかではぐくまれる自主性・主体性の欠如、大勢順応主義ともいってよいものが働いていないであろうか。また、横の人間関係のなかに生まれてくる何をするにしても

他人の目を意識する、他人の抜けかけ的な行動に対して警戒心を示す農民的発想が横たわっていないであろうか。本稿の目的はそれを指摘することにあった。

VI おわりに

以上、農村社会が内包する下位集団的なものをとおしてその社会構造を明らかにすることから出発し、次いでそこに展開される人間関係がもたらすものの考え方、発想をとらえ、それをもって日本の発想の原型とした。中野清見氏が書いた『原形的日本人⁽¹⁸⁾』という本がある。北上山系の山奥の村に前後を通じて30年も居住し、村長、あるいは農協の組合長を務め、「嫌でも農民と接触せざるを得ない日々」を過ごした中野氏は、その著書のなかで、同じく岩手県下の農民を対象にしながら彼らを少々特殊視しそうにした大牟羅 良氏の『ものいわぬ農民』を批判しつつ、そこに日本人の原型を見いだしている。文芸春秋に掲載された盛田氏の論文を読んだとき、その一部について反射的に受けとめたのは、過去にいくつか手がけてきた農村調査のなかでとられた農民の発想に近似したものがうかがわれるということであった。いいかえるならば、農民的発想に日本の発想の原型が求められるということである。本稿の執筆はその点にはじまるが、ただし過去の調査の経験があまりにも大きく筆者のうえに伸しかかっているため、その思い入れから論述がやや感覚的に傾き、多少論理性を欠いているのは否定しない。

それとともに、農民発想そのものがすでに過去のものであり、現在のそれは別のところにあるのではないかという批判を受けるかもしれない。エーリッヒ・フロム(Erich Fromm)はその著書『正気の社会⁽¹⁹⁾』のなかで、社会的条件が変化すれば、彼のいう社会的性格(social character)も変化せざるを得ないが、社会的性格の変化はしばしば社会の変革の速度に追いつくことができず、そのためにとくに歴史的な転換期には一定の社会での機能を維持して行くように入びとのエネルギーを変

容させ、方向づけて行くはずの社会的性格が、それはたらきを失い、逆に社会を破壊させる役割を果たすようにもなるといった趣旨のことを述べている。この社会的性格の社会的条件の変化への後れ、両者間のギャップを本稿では農民的発想と農村社会における社会的条件との間に、同様に認めるのである。

[註]

- (1) 盛田昭夫 1992 『日本型経営』が危い——「良いものを安く」が欧米で批判される理由 文芸春秋 第70巻第2号
- (2) 黒田 真 1992 日本異質論に与する危険「日本型経営の行方」——盛田論文をどう読むか 文芸春秋 第70巻第4号
- (3) 石原慎太郎 1992 昨日の友盛田昭夫批判——経済摩擦はルールではなくシステムの問題だ 文芸春秋 第70巻第6号
- (4) 盛田昭夫 1992 前掲 P.103
- (5) 石原慎太郎 1992 前掲 PP.187~188
- (6) 大宮録郎 1959 生活慣習についての心理学的研究 第3報 茨城大学文理学部紀要 第10号
- (7) 大宮録郎・木本英人・白幡悦子 1967 政治意識と投票行動に関する調査 茨城県選挙管理委員会
- (8) 大牟羅 良 1958 ものいわぬ農民 岩波書店 P. 1
- (9) きだみのる 1956 日本文化の根底に潜むもの 講談社
- (10) きだみのる 1956 前掲 PP.150~151
- (11) きだみのる 1967 にっぽん部落 岩波書店 PP.21~22
- (12) 本稿のIII農村社会の構造 IV農村社会における家族 V農村社会の人間関係と農民的発想の3章の執筆は、本文中にも記載したように、筆者のこれまでの農村における調査の結果によるとともに、福武 直編農村（1954）有斐閣、木内 力・金澤夏樹・福武 直著 日本農業の基礎知識（1958）を参考にした。
- (13) 法社会学の権威であった川島武宣教授は地主階級は別として直接耕作に従事する農民の家族の場合は、儒教的家族におけるような型での家長権、その権威は存在せず、もっと協同的な雰囲気が支配している〔日本社会の家族的構成（1956）日本評論社〕といっているが、たとえば地主と小作人の家族のあり方のちがいは、むしろ後者にあっては同教授のいう“儒教的家族の型”が前者に比してそれほど強くなかったというべきであろう。
- (14) きだみのる 1956 前掲 P.23
- (15) Gibney, F. 1954 Five Gentlemen of Japan. Tokyo: Charles E. Tuttle Co.
- (16) 福武 直 1960 日本人と日本の社会 福武直編 日本人の社会意識 三一書房
- (17) 大宮録郎 1952 地域社会の集団的パーソナリティとその形成 年報社会心理学 第3号
- (18) 中野清見 1969 原型の日本人
- (19) Fromm, E. 1956 Sane Society. New York: Rinehart